

2010年11月18日

各 位

住電日立ケーブル株式会社  
代表取締役社長 戎谷 正男

公正取引委員会からの課徴金納付命令について

本日、当社は、公正取引委員会から建設・電販向け電線・ケーブルの取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、下記のとおり、課徴金納付命令を受けました。

本件に関しまして、お客様をはじめ、関係の皆様には、大変ご心配・ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、これまで法と正しい企業倫理の遵守に取り組んでまいりましたが、本件を厳粛に受け止め、独占禁止法違反行為の再発防止に向けて、関係諸規則の整備及び教育・監査の充実等コンプライアンス体制の構築に万全を期してまいる所存です。

記

1．課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額　：20億3,839万円  
納付すべき期限　　：2011年2月21日

2．今後の対応

課徴金納付命令の内容を慎重に検討した上、対応を実施する予定です。

3．社内処分について

役員報酬の一部自主返上及び社内規則に基づく関係者の処分を行う予定です。

以上